
今号から「公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～」の連載をスタートします。公務員技術者等にとって避けることができない訴訟へのリスクについて理解を深めていただくことができるよう、事例の紹介、分析や制度の解説等を掲載していきます。

新コーナー

公務員技術者の訴訟リスク

公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～（1）

とまり
泊

ひろし
宏*

連載開始に当たって

公務に起因して、職員個人が責任を問われることはあるのでしょうか。残念ながらあります。

誠実に職務を遂行していても、思わぬトラブルが訴訟に発展するケースがあります。国家賠償法や民事訴訟によって訴えられた場合、国・地方公共団体等が賠償金を支払うことがあります。しかし、職員個人に対して訴訟が提起され、敗訴した場合等においては、職員個人が賠償金等を支払うことになります。

危機管理意識の強い方や身近に事案が生じている方を別にすると、あまりピンと来ない方もいるかもしれません。しかし、公務員技術者等にとって、訴訟へのリスクは避けることができない問題です。

過去には、国分川分水路、豊浜トンネル、大蔵海岸など、大きく報道された事案があり、公務に起因して職員個人の責任が問われる可能性があることについて、多くの公務員技術者に大きな衝撃を与えました。その他にも、職員個人が訴えられて敗訴した例、訴えられたが敗訴に至らなかった例、訴えられることに備えて準備したが訴訟に至らなかった例などがあります。ほとんどの公務員技術者にとって、訴訟になじみがあるわけではありません。仮に敗訴しなくても、訴訟への対応や準備を行うだけで時間的、精神的、経済的に大きな負担となります。

どのようなリスクがあるか理解を深めて、対応していくことが自分の身を守るにつながります。

本誌の「会員だより」のコーナーには「職場で建設系公務員賠償責任保険について、話題に上ることが増えてきました。保険の適用について想定される具体的な事例などを詳しく紹介していただけると幸甚です。」（2020年10月号）、「建設系公務員賠償責任に関わる事例を特集してください。」（2020年11月号）、「訴えられたらどうしますか？是非、インフラの管理瑕疵や入札契約で訴えられた事例などを企画して欲しいです。」（2021年1月号）等の声が会員から寄せられています。また、地方整備局や地方公共団体の幹部の方と面談をした際にも、同様の御意見を頂きます。

全建では、管理瑕疵を始め、公務員の訴訟リスクについて問題意識を持って取り組んできた歴史があります。

全建が担ってきた役割を考え、前述のような声に背中を押されて、本連載を開始することとしました。

筆者は、公務員だったときに、法令改正や裁判に関する業務に携わる機会があったものの、法律を専門としてきたわけではありません。多くの方々の御指導、御協力を頂きながら、本連載の執筆を担当させていただきます。県や地方整備局の本局・事務所等で、工事や設計の担当から最終的な責任者まで務めさせていただく機会があった経験等を踏まえ、実務担当者、管理職、組織トップなど全国の公務員技術者等の皆様のお役に少しでも立てるよう、努力し

*一般社団法人 全日本建設技術協会 専務理事

てまいります。

第1回となる今号では「想定される事例」として「退社の原因は国職員」を掲載します。

読者の皆様にできる限り詳しく事例についてお伝えしたいという思いがありますが、一方で関係者の方への配慮を忘れるわけにはいきません。本連載において掲載する「想定される事例」は、過去に実際にあった事例を参考にして想定したものであり、過去に実際にあった事例をそのまま掲載するものではありません。例えば、「道路」に関してあった事例を「河川」に関する事案として、「市」に関してあった事例を「県」に関する事案として、掲載する場合があります。また、複数の事例を組み合わせて「想定される事例」として掲載する場合があります。

想定される事例（その1）

「退社の原因は国職員」

〈概要〉

河川事務所出張所のA係長は、同出張所管内で施工している建設会社の社員B氏の対応に、かねてから不満を抱いていた。A係長は、対応に不満がある旨を再三にわたりB氏に伝えていたが、改善されないと感じ、C出張所長とともに河川事務所のD副所長に相談した。

D副所長は、C出張所長、A係長の同席のもと、同建設会社の社長を事務所に招いた。その際、B氏は書類の提出が遅く不備が多い、B氏に連絡したことが現場作業員に徹底されていない、B氏の報告が不正確なことによって近接する他工事との調整に支障が生じている、B氏が担当者で困っている、会社として対応を検討してほしい等の趣旨を同社長に伝えた。

その後、社員B氏は同建設会社を退社することとなった。

B氏は、自分が退社することとなった原因はD副所長、C出張所長、A係長の3人にあるとして、3人に対して損害賠償を求める民事訴訟を提起した。

一審判決では、B氏の主張が概ね認められ、3人に対して合わせて約1,300万円を支払うことを命じるものであった。3人はこれを不服として控訴した。二審判決では、3人の主張が一部認められ、B氏の対応に不十分な点があったことは考慮されたものの、退社の主な原因は3人にあるとして、3人に対して合わせて約1,100万円を支払うことを命じるものであった。3人はこれを不服として上告したが、最高裁判所は上告を棄却し、3人はB氏に約1,100万円を支払うこととなった。

〈解説〉

本件は、建設会社の元社員が国の職員を民事訴訟で訴えた事例である。

発注機関に勤務していれば、建設会社やコンサルタント会社の社員の対応に不満を感じた経験は誰しもあるであろう。工事や設計を的確に執行する上では、本人や会社に対して、改善を求めるよう話をせざるを得ないこともあるであろう。しかし、民間側からすれば、発注機関職員の話し方によっては、「圧力があった」と受け止められる場合があるのである。

国家賠償法については、今後の連載で改めて解説するが、この件のような場合、国家賠償法に基づき、国に対して賠償を求めることを提訴することは可能であろう。しかし、同社員は、国ではなく、職員3人を訴えることを選択した。

誰を訴えるかは、訴える側が決めることなのである。訴えられた側は、受けて立つこととなり、敗訴した場合には、この事例のように賠償金を支払うこととなるのである。

ご意見・ご感想をお寄せください

「公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～」へのご意見・ご感想を「会員だより」（本号80ページ参照）にお寄せください。